

平成 28 年 4 月

甲賀市及び湖南市管内
一般廃棄物排出事業者 各位

甲賀広域行政組合
衛生センター所長

事業系一般廃棄物可燃ごみ処分手数料の改定について（お知らせ）

平素は、本組合の廃棄物行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本組合衛生センターごみ処理施設における事業系ごみ処分手数料について、下記のとおり改定することと致しました。

事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とされており、排出事業者による処理責任の原則に基づき処理経費に係る負担割合を見直すものです。


ごみ処理施設については、平成 7 年の稼働以来、毎年、焼却設備の点検整備を行いながら運営をしてまいりましたが、施設の老朽化に伴い延命化対策としての改修整備が増大化しています。

また、改修整備の実施には長期的な焼却停止も必要となり、安定稼働を維持するためには可燃ごみの更なる減量化に迫られています。

事業者の皆様におかれましては、施設の現状をご理解のうえ、今回の改定についてご了承を賜りますとともに、より一層のごみ減量化、分別リサイクルの推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定施行日 : 平成 28 年 10 月 1 日から
2. 甲賀市及び湖南市管内の事業系一般廃棄物可燃ごみ処分手数料
改定額

現行 : 180 円 / 10 kg		改定後 : 220 円 / 10 kg
--------------------	---	---------------------

[お問い合わせ先]

甲賀市水口町水口 6677 番地
甲賀広域行政組合 衛生センター
TEL0748-62-5454